

県立長田高等学校機械警備業務委託仕様書

令和8年3月

兵庫県立長田高等学校

1 名称 県立長田高等学校機械警備業務委託

2 場所 神戸市長田区池田谷町2-5 兵庫県立長田高等学校及び兵庫県立長田商業高等学校校舎

3 期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

4 警備システム概要

(1) 警備回線

警備システムの通信回線は、事業者によりモバイル機器を設置し、信号を送出すること。
回線が何らかの理由により切断された時の手立てをすること。

(2) 業務内容

機械警備のために必要な機器の設置及び配線のうえ、防犯及び火災監視サービスを行う。

- ① 受託者は、警備対象物件の保全業務を実施するものとする。
- ② 受託者は、添付図面に示す契約対象物件に設置された警報機器によって伝達される「異常」の有無を監視し、「異常」に対して対処する。
学校に出動する場合は25分以内に到着する。
- ③ 受託者は、「異常」を受信してこれを示す機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当員を定め、契約対象物件にかかる「異常」の有無を間断なく監視するものとする。
- ④ 業務遂行のため受託者が学校より鍵の預託を受けた場合は、預かり証を発行し責任を持ってこれを保管管理するものとする。
- ⑤ 受託者は警報機器の操作のため、学校より預託された鍵（操作カードを含む）について責任を持って管理するものとする。
- ⑥ 受託者は、業務実施時間中に契約対象物件に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について学校に報告書を提出するものとする。
- ⑦ 受託経費の支払方法、機器の保証期間、損害賠償等について契約締結時に双方の話し合いで取り決めるものとする。

5 対象箇所及び警備機器について

- (1) 別表に示すブロックごとに独立して機械のON及びOFFができるものとする。
- (2) 対象箇所を警備するために必要な警備機器をすべて備え、それぞれの機器が適切に作動すること。また、機器に異常が生じた場合は、その通報が警備会社にはいること。
- (3) 電子錠について
下記の場所にテンキー操作により解錠できる電子錠を設置し、各校事務室内で手動施錠・自動施錠の切替ができる仕様とすること。

名称	設置箇所	個数
電子錠・テンキー	管理棟1階玄関（長田高校）	2
	北棟1階玄関（長田商業高校）	

6 警備の実施時間

- (1) 防犯サービス 16:50 ～ 8:20
ただし、学校の休日は終日
- (2) 火災監視サービス 終日

7 経費の支払い

月払とし、正当な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

8 その他

- (1) 機器の設置費、配線等工事費用、契約が終了した場合の機器等の撤去費用は、5年間の警備業務経費に含めて合計額を算出し、それを月割りした金額を入札額とする。
- (2) 機器の設置等が契約開始日に間に合わない場合は、受託者の責任において警備箇所の警備を行うものとする。